官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（厚生労働一〇一）　二
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（同一〇二）　三
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業五六）　四

〔法規的告示〕
○国民年金システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（厚生労働二四二）　三
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の国民年金システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置を定める件（同二四三）　四
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の火葬等許可事務システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準（同二四七）　三
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する火葬等許可事務システム及び厚生労働大臣が定める日（同二四八）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同二四九）　五
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示（経済産業六九）　七

〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二一九）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二二〇）　八
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同二二一）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二二二）　四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二二三）　四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同二二四）　五
○重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件（国土交通六八三）　五
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同六八四）　五

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令及び代執行関係　五
会社その他
会社決算公告　九